

はじめに

平成 18 年 10 月に自殺対策基本法が制定され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになりました。平成 28 年 3 月に「自殺対策基本法の一部を改正する法律」が成立し、誰もが「生きることの包括的支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、すべての都道府県と市町村が自殺対策計画を策定することとされました。

国を挙げての自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあります。奥州市においても、増減を繰り返しながら減少してきているものの、いまだ一人ひとりのかけがえのない尊い命が自殺によって失われている現状にあります。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。

自殺の背景には、心の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の様々な社会的要因が複雑に関係しています。そうした中で、悩みや不安を抱え困ったときに、一人で抱え込んでしまうことがあるかもしれません。

自殺対策は個人的な問題の解決を支援するだけでなく、様々な要因があることを踏まえ、周囲の気づきや適切な相談対応等、社会や地域全体で「命を守る」仕組みづくりが必要です。周囲の人との助け合いや地域で支える関係づくりが孤立をふせぎ、「生きる希望」につながっていくものと考えます。

奥州市として、市民の命を守ることは最優先とすべき課題であり、部署横断的な支援体制の構築を図り、また、市民と協働でかけがえのない一人ひとりの「命」を支えることで、地域全体が命の大切さに関心を寄せ、共に支え合い、誰もが自殺に追い込まれることのない生き心地の良い奥州市の実現を目指していきます。

結びに、本計画策定にあたり、ご協力いただいた市民、関係機関、団体の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

奥州市長 小沢昌記

